

東京海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会設置要領

2 産労農水第 844 号

令和 2 年 8 月 27 日

(目的)

第 1 条 この要領は、東京海区漁業調整委員会委員の選任に関する要綱第 6 条第 2 項に基づき、東京海区漁業調整委員会委員候補者の評価を知事に報告するため、東京海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 評価委員会は、評価を通じて東京海区漁業調整委員会委員の候補者の推薦を受けた者及び東京海区漁業調整委員会委員の候補者の募集に応募した者の審査を行い、その結果を取りまとめて知事に報告するものとする。

(評価委員会の組織)

第 3 条 評価委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 産業労働局農林水産部長
- (2) 産業労働局農林水産部調整課長
- (3) 産業労働局農林水産部水産課長
- (4) 東京海区漁業調整委員会事務局長
- (5) 漁業調整の経験を有する東京都職員以外の者

(評価委員会の委員長)

第 4 条 評価委員会の委員長は、農林水産部長とする。

2 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

3 評価委員会の副委員長は、調整課長とする。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(評価委員会の会議)

第 5 条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(評価)

第 6 条 評価委員会は、東京海区漁業調整委員会委員候補者の評価に際し、推薦及び募集に応じた各候補者の活動歴等について、必要に応じて面接その他適当と認める方法により、審査を行うことができる。

(意見聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の非公開)

第8条 評価委員会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 評価委員会の庶務は、産業労働局農林水産部水産課漁業調整担当が処理する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。